事　務　連　絡

令和２年７月１６日

岡山県介護保険関連団体協議会　御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

令和２年７月豪雨による被害者に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課から別添（令和２年７月１４日付け、事務連絡）のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会加盟団体に対して周知いただくよう御協力をお願いします。

事　務　連　絡
令和２年７月14日

都道府県
各　指定都市 介護保険担当主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和２年７月豪雨による被害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年３月10日付老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和２年７月豪雨に伴う災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願いします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。